

第2章 社会福祉法人の設立に向けて

1 社会福祉法人の設立にあたって

(1) 社会福祉法人の所轄庁について

法第30条で規定されているとおり、主たる事務所が半田市内にあり、半田市内のみでその事業を行う法人にあつては、半田市長が所轄庁として設立認可、定款変更等の許認可や届出の受理を行い、運営に関する助言や指導を行うこととなります。

半田市内で事業を実施する法人であっても、主たる事務所が半田市以外の区域にある場合や、半田市以外の区域でも事業を実施する場合は、都道府県（愛知県）もしくは国（厚生労働省）が所轄庁となります。

(2) 社会福祉法人の設立認可要件について

ア 社会福祉法人を設立する必要性

社会福祉法人は、法第22条で定義されているとおり、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものですので、具体的な事業の実施計画が策定され、新たに法人を設立し事業を実施する必要性が認められることのほか、原則として設立後直ちに社会福祉事業を開始できることが求められます。

そのため、設立に向けての協議や審査は、具体的な事業の実施計画や、実施事業に係る行政機関との協議を踏まえ進めていく必要があります。特に、社会福祉施設の整備事業の多くは、半田市で策定する各事業の実施計画により計画的に進められていますので、以下の半田市担当課との事前協議を並行して進めてください。施設整備に際しては、半田市建設部建築課とも十分に協議をしてください。

社会福祉事業名	担当部課
障がい者福祉関係	福祉部地域福祉課
生活保護・生活困窮関係	福祉部生活援護課
高齢者福祉関係	福祉部高齢介護課
児童福祉・母子寡婦福祉関係（保育所を除く） 障がい児福祉関係	子ども未来部子育て相談課
保育所関係	子ども未来部幼児保育課

イ 実施事業

実施する社会福祉事業について、半田市の福祉施策等に沿った事業であることが必要条件となります。

なお、社会福祉法人として、地域における事業の必要性はあるか、十分に吟味する必要があるため、その事業を行う場所、事業の概要、資金計画等について、事前に協議等していただきます。

社会福祉法人が実施できる事業は次のものに限られています。また、社会福祉事業を主たる事業としなければならないが、過大な公益事業や収益事業は認められま

せん。

(ア) 社会福祉事業

法第2条に限定列举されている事業です。(11～13ページ参照)

(イ) 公益事業及び収益事業

法第26条に規定する事業であり、実施するにあたっては要件を満たす必要があります。

なお、介護保険法や障害者総合支援法に基づく事業であっても、公益事業とされるものもあります。

ウ 基本財産

社会福祉法人は、法第25条の規定により、その財政的基盤として「社会福祉事業を行うに必要な資産」を備えなければならないこととされています。この資産を「基本財産」といい、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有し、基本財産としなければならないこととされています。

なお、施設や事業の種別によっては、不動産の一部に限り民間からの貸与を受けられることができる等の資産要件の緩和が図られています。

エ 資金

(ア) 実施事業に係る資金

事業の実実施計画を策定する際には、併せて資金計画を策定してください。その際には、各事業に係る利用者負担金、運営費、補助金、委託料、介護保険報酬等の事業収入に係る制度を確認し、法人会計基準ほか法令等を遵守することはもちろんのこと、計画的・安定的に資金を確保することができるよう、見通しを立ててください。

なお、施設整備費用や事業運営に要する費用とは別に、年間事業予算の12分の1以上(介護保険法の事業、障害者総合支援法上の障がい福祉サービス又は児童福祉法上の障がい児通所支援若しくは障がい児入所支援の場合は12分の2以上)の資金を運転資金として確保することが必要です。

(イ) 施設整備に係る資金

自己資金として建設資金等を用意する必要があります。

なお、施設整備資金の借入において、公的融資機関である独立行政法人福祉医療機構を利用することも可能ですが、あくまで「借入金」であり、施設開設後に返済しなければなりません。また、融資限度額や手続きに関する取り決めもありますので、利用を希望する場合は、半田市及び機構との協議が必要になります。

オ 評議員、役員(理事・監事)

社会福祉法人を運営するにあたっては、評議員及び役員(理事・監事)を選任し、評議員による評議員会及び理事による理事会を構成することとなります。

評議員の選任にあたっては評議員選任・解任委員会等による選任手続きを経る必要があり、役員（理事・監事）の選任にあたっては評議員会における選任手続きを経る必要があります。

また、設立時の評議員や役員（理事・監事）、その代表者については定款において規定することとなります。

なお、評議員や役員（理事・監事）に対し報酬を支給する場合には、評議員についてはその額を定款で定め、役員（理事・監事）については定款にその旨を規定するか評議員会の決議により支給を定め、役員等報酬規程を整備し評議員会で承認を得る必要があります。

(ア) 評議員（定款で定める理事の数を超える数）

a 評議員は法人の議決機関である評議員会の構成員です。

なお、評議員会の決議事項は、法令又は定款に定められた事項に限定されます。

評議員は、法人との委任契約に基づき、善管注意義務が課せられています。

b 評議員は、法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより選任されます。

c 次に掲げる者は、評議員となることができません。

①法人

②精神の機能の障がいにより職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

③法等の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者

④禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

⑥暴力団員等の反社会的勢力の者

d 評議員の特殊関係者

評議員には、各評議員又は各役員（理事・監事）の配偶者及び三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません。

※評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者

（法施行規則 第2条の7）

①当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

②当該評議員の使用人

③当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

④前2号に掲げる者の配偶者

⑤第1号から第3号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの

者と生計を一にするもの

- ⑥当該評議員が役員（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の評議員の合計数の当該法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）
- ⑦他の法人の役員又は職員（当該他の法人の評議員となっている当該法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
- ⑧次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該法人の評議員の総数の当該法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

※評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者

（法施行規則 第2条の8）

- ①当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ②当該役員の使用人
- ③当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- ④前2号に掲げる者の配偶者
- ⑤第1号から第3号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- ⑥当該役員が役員（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（法人を除く。）の役員、

業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の評議員の総数の当該法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

⑦他の法人の役員又は職員（当該他の法人の評議員となっている当該法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

e 評議員の兼職

評議員は、当該法人の役員（理事・監事）、会計監査人又は職員を兼ねることはできません。

(イ) 理事（6名以上）

a 理事は法人の業務執行の意思決定機関である理事会の構成員であり、理事の中から選定された者が法人の代表者（理事長）となります。

理事会は法人業務の執行機関で、①法人の業務執行の決定、②理事の職務執行の監督、③理事長の選定及び解職の職務を行います。

なお、法人の代表権は、理事長のみ有します。

理事には、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告義務があります。

b 理事のうちには、次に掲げる者が各1名以上含まれていなければなりません。

①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

②その法人が事業を行う区域における福祉の実情に通じている者

③その法人が施設を設置している場合は、その施設の管理者

c 次に掲げる者は、理事になることはできません。

①法人

②精神の機能の障がいにより職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

③法等の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者

④禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

⑥暴力団員等の反社会的勢力の者

d 理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者が理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはいけません。ただし、理事の特殊関係者の上限は3人です。

※理事のうちの各理事と特殊の関係がある者

（法施行規則 第2条の10）

- ①当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ②当該理事の使用人
- ③当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- ④前2号に掲げる者の配偶者
- ⑤第1号から第3号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- ⑥当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限り。）
- ⑦第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限り。）

e 理事の兼職

理事は、当該法人の監事又は評議員を兼ねることはできませんが、職員を兼ねることはできます。

(ウ) 監事（2名以上）

- a 監事は、毎年定期的に監査を行い、監査報告を作成し、理事に報告する役割を担います。
また、理事会への出席義務のほか理事会への報告義務があります。
- b 監事のうちには、次に掲げる者が各1名以上含まれていなければなりません。
 - ①社会福祉事業について識見を有する者
 - ②財務管理について識見を有する者
- c 次に掲げる者は、監事になることはできません。
 - ①法人
 - ②精神の機能の障がいにより職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ③法等の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ⑤解散を命ぜられた法人の解散当時の役員
 - ⑥暴力団員等の反社会的勢力の者

d 監事の特殊関係者

監事には、各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません。

※監事と特殊の関係がある者（法施行規則 第2条の11）

- ①当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ②当該役員の使用人
- ③当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- ④前2号に掲げる者の配偶者
- ⑤第1号から第3号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- ⑥当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該法人の監事の総数の当該法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限り。）
- ⑦当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限り。）
- ⑧他の法人の理事又は職員（当該他の法人の評議員となっている当該法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。）
- ⑨第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限り。）

e 監事の兼職

監事は、当該法人の評議員・理事又は職員を兼ねることはできません。

(3) 社会福祉法人設立等の意思決定や手続きについて

ア 社会福祉法人設立発起人会

社会福祉法人設立や当該法人が実施する事業に係る意思決定は、理事長就任予定者等の個人によるのではなく、複数の設立発起人が設立者となり、設立発起人で構成する設立発起人会の総意による必要があります。設立発起人会の決定事項には設立後就任する理事の法的責任が生じ得るものが含まれますので、理事就任予定者は必ず設立発起人としてください。

また、設立発起人は、設立代表者を選任し、法人設立に関する一切の権限を委任することができますが、利益相反行為等が生じ得る場合には、併せて特別代理人を選任してください。

なお、設立発起人が事務を遂行する際には、理事と同様の法的責任が生じ得ることとなります。

イ 社会福祉法人設立の事務手続き

新たに社会福祉法人を設立しようとする場合は、所定の社会福祉法人設立認可申請書及び必要事項を所轄庁に提出し、その認可を受ける必要がありますが、半田市においては、事前に設立認可に係る協議が必要です。半田市社会福祉法人審査会等において、設立の適否の審査を行いますので、別途社会福祉法人概要書等を作成し、半田市へ提出していただくこととなります。

なお、社会福祉法人の設立は、所轄庁に設立認可の申請を行い、その認可を受けた後、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。設立認可を受けた日から2週間以内に登記をする必要があります。

また、設立認可を受けた後にも、所定の事務手続きを行う必要がありますので、留意してください。

ウ 事務手続きを行う担当者

社会福祉法人の設立認可申請に係る書類には、定款のほか、役員や評議員の選任に関するもの、不動産や資金の贈与や貸与に係るもの、資金計画を含む事業計画や施設整備計画に係るもの等、多岐にわたる書類の作成が必要であり、これらは今後の法人運営に大きく影響するものです。

社会福祉法人設立の事務手続きについては、理事長や施設長等になる予定の方が直接行ってください。

2 社会福祉事業一覧表

(1) 第一種社会福祉事業（法第2条第2項、法第60条、法第62条第2項）

主に入所施設を経営する事業が該当します。利用者が生活を営む施設における事業であり、利用者への影響が大きいことから、原則、経営主体は行政及び社会福祉法人となります。なお、個別法によって、保護施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは行政及び社会福祉法人に限定されています。

また、その他の者が第一種社会福祉事業を経営する場合は、市長の認可を得ることが必要となります。

- 生活保護法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 救護施設（生活保護法第38条第2項）
 - 更生施設（生活保護法第38条第3項）
 - 生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
- 生計困難者に対する以下の事業
 - 助葬を行う事業
 - 無利子又は低利で資金を融通する事業
- 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 乳児院（児童福祉法第37条）
 - 母子生活支援施設（児童福祉法第38条）
 - 児童養護施設（児童福祉法第41条）
 - 障害児入所施設（児童福祉法第42条）
 - 児童心理治療施設（児童福祉法第43条の2）
 - 児童自立支援施設（児童福祉法第44条）
- 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）
 - 特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5）
 - 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する次の施設を経営する事業
 - 障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項）
- 売春防止法に規定する次の施設を経営する事業
 - 婦人保護施設（売春防止法第36条）
 - 授産施設を経営する事業

(2) 第二種社会福祉事業（法第2条第3項）

主として通所事業及び在宅サービスを提供する事業が該当します。公的規制が低い事業であり、経営主体の制限はありません。したがって、行政や社会福祉法人以外のNPO法人や株式会社等にも広く門戸が開かれています。

- 生計困難者に対する以下の事業
 - 生活必需品等を与える事業
 - 生活に関する相談に応ずる事業
 - 簡易住宅を貸し付ける事業
 - 宿泊所等を利用させる事業
 - 無料又は低額な料金で診療を行う事業
 - 無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する以下の事業
 - 認定生活困窮者就労訓練事業
- 児童福祉法に規定する以下の事業
 - 障害児通所支援事業（児童福祉法第6条の2の2第1項から第6項）
 - 障害児相談支援事業（児童福祉法第6条の2の2第7項から第9項）
 - 児童自立生活援助事業（児童福祉法第6条の3第1項）
 - 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項）
 - 子育て短期支援事業（児童福祉法第6条の3第3項）
 - 乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法第6条の3第4項）
 - 養育支援訪問事業（児童福祉法第6条の3第5項）
 - 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）
 - 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）
 - 小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第6条の3第8項）
 - 小規模保育事業（10人以上に限る）（児童福祉法第6条の3第10項）
 - 病児保育事業（児童福祉法第6条の3第13項）
 - 子育て援助活動支援事業（児童福祉法第6条の3第14項）
- 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 助産施設（児童福祉法第36条）
 - 保育所（児童福祉法第39条）
 - 児童厚生施設（児童福祉法第40条）
 - 児童家庭支援センター（児童福祉法第44条の2）
 - 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に規定する以下の施設を経営する事業
 - 幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項）
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する以下の事業
 - 母子家庭日常生活支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条）
 - 父子家庭日常生活支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7）
 - 寡婦日常生活支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条）
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する以下の母子（父子）福祉施設を経営する事業
 - 母子（父子）福祉センター

- 母子（父子）休養ホーム
- 老人福祉法に規定する以下の事業
 - 老人居宅介護等事業（老人福祉法第5条の2第2項）
 - 老人デイサービス事業（老人福祉法第5条の2第3項）
 - 老人短期入所事業（老人福祉法第5条の2第4項）
 - 小規模多機能型居宅介護事業（老人福祉法第5条の2第5項）
 - 認知症対応型老人共同生活援助事業（老人福祉法第5条の2第6項）
 - 複合型サービス福祉事業（老人福祉法第5条の2第7項）
- 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2）
 - 老人短期入所施設（老人福祉法第20条の2の3）
 - 老人福祉センター（老人福祉法第20条の7）
 - 老人介護支援センター（老人福祉法第20条の7の2）
- 障害者総合支援法に規定する以下の事業
 - 障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第1項から第10項、第12項から第17項）
 - 一般相談支援事業（障害者総合支援法第5条第18項から第21項）
 - 特定相談支援事業（障害者総合支援法第5条第18項、第19項、第22項及び第23項）
 - 移動支援事業（障害者総合支援法第5条第26項）
- 障害者総合支援法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第27項）
 - 福祉ホーム（障害者総合支援法第5条第28項）
- 身体障害者福祉法に規定する以下の事業
 - 身体障害者生活訓練等事業（身体障害者福祉法第4条の2第1項）
 - 手話通訳事業（身体障害者福祉法第4条の2第2項）
 - 介助犬訓練事業（身体障害者福祉法第4条の2第3項）
 - 聴導犬訓練事業（身体障害者福祉法第4条の2第3項）
 - 身体障害者の更生相談に応ずる事業（身体障害者福祉法第11条）
- 身体障害者福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
 - 身体障害者福祉センター（身体障害者福祉法第31条）
 - 補装具製作施設（身体障害者福祉法第32条）
 - 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法第33条）
 - 視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法第34条）
- 知的障害者福祉法に規定する以下の事業
 - 知的障害者の更生相談に応ずる事業（知的障害者福祉法第12条）
 - 隣保事業
 - 福祉サービス利用援助事業
- 社会福祉事業に関する以下の事業
 - 連絡を行う事業
 - 助成を行う事業

※ 「■」の項目は定款に記載する事業名称となります。
 （記載例） ・特別養護老人ホームを経営する事業 ・保育所を経営する事業 等